

インターチェンジ周辺における流通業務施設等の立地基準を緩和します ～更なる産業用地の確保・企業誘致の促進に向けて～

千葉市では、市街化調整区域における流通業務施設等の開発については、対象とするインターチェンジから一定の距離の範囲内にあるなど基準に適合した計画に対して、開発審査会を経て、許可していますが、このたび、更なる産業用地の確保・企業誘致の促進等を図るため、令和5年4月1日から立地基準を一部緩和しますので、お知らせします。

1 改正する基準

千葉市開発審査会付議基準「第8 インターチェンジ周辺における流通業務施設等の建築」のうち、「大規模流通業務施設」および「流通業務等の事務所・倉庫」に関する事項について改正します。

2 改正の内容

主な改正内容は、以下のとおりです。

(1) 「大規模流通業務施設」の許可の対象となる土地の範囲について

ア 対象インターチェンジ（13カ所）*の出入口からの距離を半径500m以内から1000m以内に緩和（千葉北は半径1500m以内）

イ 国道16号に加え、国道51号（4車線以上の区間）の沿道25m以内を追加

(2) 「流通業務等の事務所・倉庫」の許可の対象となる土地の範囲について

ア これまで対象としていた5カ所（千葉北、武石、蘇我、大宮および誉田）のインターチェンジを13カ所に拡大

イ 「大規模流通業務施設」と同様に対象インターチェンジ（13カ所）の出入口からの距離を半径1000m以内に緩和（千葉北は半径1500m以内）

※対象インターチェンジ（13カ所）

東関東自動車道水戸線：千葉北

京葉道路：武石、穴川、貝塚および蘇我

千葉東金道路：千葉東、大宮、高田および中野

主要地方道生実本納線：鎌取、高田、誉田および板倉

（下線は「流通業務等の事務所・倉庫」で新たに対象とするインターチェンジ）

3 立地基準の詳細

市ホームページで公開、または宅地課窓口で閲覧

【URL】<https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/takuchi/interchange-kaisei230401.html>

4 施行日

令和5年4月1日（土）

5 添付資料

千葉市開発審査会付議基準第8の改正について

